

監査委員公表第546号

平成25年3月4日付け監査第895号で提出した監査結果の報告に対し、大分県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成25年7月9日

大分県監査委員 米 濱 光 郎
 大分県監査委員 柳 井 貞 美
 大分県監査委員 桜 木 博 親
 大分県監査委員 酒 井 喜 親

| 監査対象団体名 (所管課名) | 監査結果の指摘事項又は注意事項及びその措置状況 |
|-----------------------------------|--|
| 監査実施日 | |
| 大分県住宅供給公社 (土木建築部建築住宅課) | <p>注意事項 土木工事積算システムプログラムサポート契約について、契約書（原本）の保存が確認できない事例が認められた。</p> <p>措置状況 直ちに適正な契約書の保存整備を行わせるとともに、今後は、契約締結時の契約書の確認を徹底し、支払時においても証拠書類としての確認を確実に実施するよう指導した。</p> |
| 公益社団法人大分県農業農村振興公社 (農林水産部農地農振室) | <p>注意事項① 農地保有合理化事業等に係る未収金について、金額が多額であり、前年度と比較して増加し一部に固定化が危惧される事例が認められた。</p> <p>注意事項② 大分農業文化公園のレストラン棟にかかる維持管理費の負担金の一部が長期にわたり未収となり、固定化している事例が認められた。</p> <p>措置状況① 本件の未収金につき、次のとおりの収納状況の確認と適正な債権管理についての指導を行った。</p> <p>(1) 平成24年度において、固定化した売買未収金 2,525,000 円、小作料未収金 2,461,920 円、融資関係未収金（農作業）600,000 円を回収した。</p> <p>(2) 今後、農業委員会を通じての通知や電話、戸別訪問等により督促を行うほか、毎年、債務承認書を徴取することで、債務者に債務を認識させ、時効援用による債権消滅を防ぐこととする。</p> <p>(3) 県又は関係機関等の債権徴収マニュアル等を参考にしながらさらに徴収強化に努める。</p> <p>(4) 現存する債権の発生年月、経過年数、債権額を記載した管理表を活用するなど、適正な債権の管理に努める。</p> <p>(5) ほぼ固定化している未収金は、債務者の経営の状況を勘</p> |

| | |
|---|--|
| | <p>案しながら、償却等を検討する。</p> <p>措置状況② 固定化している債権の債務者（法人）は休眠状態にあり、流動資産がないため、当該法人の筆頭株主の団体と県関係課・室との協議を継続しているが、回収は困難な状況にある。 レストラン棟に係る維持管理費負担金の未収については、毎月文書により督促するとともに、毎年度当初に債務承認書を徴し、時効援用による債権消滅を防いでいる。</p> |
| <p>公益財団法人森林ネットおおいた （農林水産部森林管理課）</p> | <p>注意事項 林業担い手対策事業において、若年新規雇用者に給与が支払われていないため助成対象と認められない月に助成金を支給している事例が認められた。</p> |
| <p>平成24年12月4日 ～12月5日</p> | <p>措置状況 過払いの助成金について、返還請求書を発行し納付させた。今後は、雇入通知書や賃金台帳等で十分確認を行い、適正な予算執行に努めるよう指導する。</p> |
| <p>大分県少年の船実行委員会 （生活環境部私学振興・青少年課）</p> | <p>注意事項 大分県少年の船運航事業の経理処理において、賃金や旅費等の資金前渡した経費に係る前渡職員の領収書及び精算書が整備されておらず、また、その支払いに係る債権者の領収書等がない事例が認められた。</p> |
| <p>平成25年1月29日</p> | <p>措置状況 賃金や旅費等の資金前渡に係る指摘のあった事項の関係書類など不備のあった点を改めさせた。</p> |
| <p>社会福祉法人明峰会 （福祉保健部高齢者福祉課）</p> | <p>注意事項 平成23年度軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る県費補助金の実績報告において、入居者から徴収すべき金額1名分の収入認定額を過小に認定し、過大に補助金の交付を受けていた事例が認められた。</p> |
| <p>平成24年9月13日</p> | <p>措置状況 平成24年11月20日付け高齢福第2190号により県費補助金の一部取消し及び返還について通知し、過大に交付した補助金60,000円は平成24年11月29日に、返還に係る加算金4,446円は平成24年12月10日に収納済みとなっている。 今後は、収入申告担当職員と別の職員による複数人体制での書類の確認を行い、認定額の誤りを防止するよう指導した。</p> |